

都道府県私学助成方式の変容と私学行政

—鳥取県ヒアリング調査結果から—

荒井 英治郎

Transformation of the system for the Financial Aid to Private Educational Institutions in the local government and Educational Administration for Private School: Outline of Hearing Investigation about Tottori Prefecture

Eijiro ARAI

1 はじめに—本稿の目的と課題

近年、私立学校を取巻く環境は大きな変化を迎えようとしている。中教審答申『新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について』（2003年3月20日）では、「私立学校は、幼稚園から大学・大学院までの学校教育全体にわたって、我が国の公教育の重要な一翼を担っている。その果たしている役割の大きさにかんがみ、学校の役割について規定するには、その重要性についても十分に踏まえる必要がある」ことが指摘され、これを受けて、今次の教育基本法改正においても、第8条に「私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない」と私立学校に関する規定が新設されるに至った。

また、2007年には『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』（2007年6月27日）が成立し、第27条の2に「都道府県知事に対する都道府県教育委員会の助言又は援助」に関する条文として「都道府県知事は、第24条第2号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当り、必要と認めるときは、当該都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる」との文言が追加、一方で、「知事が都道府県教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言・援助を求める際には、私立学校と協議するものとし、教育委員会は私立学校の自主性を尊重する

こと」、「私立学校が全国、全学校一律の法律上の義務を担保できるよう、知事部に学校教育に関する専門的知識を有する者を配置するなど体制の充実を促すこと」という附帯決議の協議事項が盛り込まれることとなった。

さらに、私学は規制改革の影響も大きく受けるに至っており、一例として、①未制定であった小中学校の設置基準の明確化、②各都道府県の私立小・中学校の設置認可審査基準と学校法人の設立認可審査基準の緩和、③私立学校審議会の構成員比率の見直しなど私学設置促進の動きが活発化しているだけでなく、教育特区においては株式会社立学校やNPO法人立学校が誕生、次いで教育バウチャー制度の導入も検討されていることは周知の通りである。

本稿は、こうした中央政府における改革動向を前提とした上で、都道府県私学行財政制度がいかなる変化を遂げようとしているかを検討していくための基礎的作業として、鳥取県私学担当課による近年の取組みに着目し、制度変更の概要を考察するものである。

本稿の構成は次の通りである。まず、第一に、各都道府県の私学助成の予算積算・配分方法を概観することで、全国的状況を把握する。第二に、鳥取県私学担当課へのヒアリング調査結果を再構成することで、近年いかなる取組みを行ってきたのかを考察する。最後に、ヒアリング調査結果から今後の課題を述べるものとする。

【資料1】私立高等学校（全日制課程）に対する経常費助成の予算積算方法及び配分方法（平成19年度）

	区分	予算積算方法の種類	配分方法の種類(予定)
1	北海道	単価方式	標準運営費方式
2	青森県	単価方式	区割方式
3	岩手県	単価方式	区割方式
4	宮城県	単価方式	区割方式
5	秋田県	単価方式	区割方式
6	山形県	標準運営費方式	区割方式
7	福島県	標準運営費方式	標準運営費方式
8	新潟県	補助対象経費方式	未定(平成18年度は、区割方式)
9	茨城県	単価方式	区割方式
10	栃木県	単価方式	区割方式
11	群馬県	単価方式	区割方式
12	埼玉県	補助対象経費方式	未定(平成18年度は、区割方式)
13	千葉県	単価方式	区割方式
14	神奈川県	標準運営費方式	標準運営費方式
15	東京都	標準運営費方式	区割方式
16	富山県	単価方式	補助対象経費方式+区割方式
17	石川県	単価方式	区割方式
18	福井県	単価方式+補助対象経費方式+定額	補助対象経費方式+区割方式
19	山梨県	単価方式	区割方式
20	長野県	補助対象経費方式	区割方式
21	岐阜県	単価方式	補助対象経費方式
22	静岡県	単価方式	区割方式
23	愛知県	補助対象経費方式	単価方式
24	三重県	単価方式	区割方式
25	滋賀県	単価方式	区割方式
26	京都府	単価方式	区割方式
27	大阪府	単価方式	区割方式
28	兵庫県	単価方式	未定(平成18年度は、区割方式)
29	奈良県	単価方式	区割方式
30	和歌山県	単価方式	未定(平成18年度は、区割方式)
31	鳥取県	単価方式(平成18年度は補助対象経費方式)	単価方式(平成18年度は区割方式)
32	島根県	単価方式	区割方式
33	岡山県	単価方式	区割方式
34	広島県	単価方式	区割方式
35	山口県	単価方式	区割方式
36	徳島県	単価方式	区割方式
37	香川県	標準運営費方式	区割方式
38	愛媛県	単価方式	単価方式
39	高知県	単価方式	区割方式
40	福岡県	単価方式	区割方式
41	佐賀県	単価方式	区割方式
42	長崎県	単価方式	区割方式
43	熊本県	単価方式	区割方式
44	大分県	単価方式+補助対象経費方式	未定(平成18年度は、補助対象経費方式)
45	宮崎県	単価方式	区割方式
46	鹿児島県	単価方式	単価方式
47	沖縄県	単価方式	区割方式

※日本私立中学高等学校連合会企画調査課編『平成19年度都道府県私学助成状況調査報告書』日本私立中学高等学校連合会、2007年、20頁から筆者作成。

2 各都道府県の私学助成の予算積算・配分方法

本節では、各都道府県の私学助成の予算積算方法及び配分方法を概観することで、全国的状況を把握する。日本私立中学高等学校連合会の企画調査課が2007年に公表しているデータによれば、各都道府県の私学助成の予算積算方法及び配分方法は、下記のようになっている（【資料1】参照）。

まず、予算積算方法について概観すれば、大別して3つの方式があることがわかる。第一に、「単価方式」とは、生徒数に補助単価を乗じて積算するものである。第二に、「補助対象経費方式」とは、補助対象経費（経常的経費支出額等）に、補助割合（例えば2分の1以内）を乗じて積算するものである。第三に、「標準運営費方式」とは、公立学校の運営費をモデルにして、私立学校の「標準運営費」を設定し、その一部（例えば2分の1内）を補助する方式（公立換算方式）により積算するものである。全国的な動向としては、下記の通り、「単価方式」を採用する都道府県が大部分を占めていることがわかる（【資料2】参照）。

次に、配分方法について概観すれば、大別して4つの方式があることわかる。第一の「区割方式」とは、特定の要素（生徒数割、教職員数割、学校割、学級数割、その他）に着目し、割り返して配分するものである。第二の「補助対象経費方式」とは、補助対象経費（経常的経費支出額等）に、補助割合（例えば2分の1以内）を乗じて配分するものである。第三の「単価方式」とは、生徒数に補助単価を乗じて配分するものである。第四の「標準運営費方式」とは、公立学校の運営費をモデルにして、私立学校の「標準運営費」を設定し、その一部（例えば2分の1内）を補助する方式（公立換算方式）により配分するものである。全国的な動向としては、下記の通り、「区割方式」を採用する都道府県が

【資料2】 予算積算方法の全国的傾向

方式の種類	数	割合(%)
①単価方式	36	76.6
②補助対象経費方式	4	8.5
③標準運営費方式	5	10.6
④その他	2	4.3
合計	47	100

※日本私立中学高等学校連合会企画調査課編『平成19年度都道府県私学助成状況調査報告書』日本私立中学高等学校連合会，2007年，20頁から筆者作成。

大部分を占めていることがわかる（【資料3】参照）。

3 鳥取県私学担当課に対するヒアリング調査の結果

3-1 鳥取県私学の現状

以下、鳥取県私学の現状を二つの指標を用いて概観する。第一は、都道府県別私立高等学校経常費助成の状況、第二は、鳥取県内における市町村別私立学校設置状況である。

第一の都道府県別私立高等学校経常費助成の状況については、日本私立中学高等学校連合会の企画調査課が2007年に公表しているデータによれば、下記の通りである（【資料4】参照）。

ここで示されている数値は、国庫補助金（私立高等学校等経常費助成費補助金の一般補助）の算定基礎となった各都道府県の経常費助成の単価（都道府県補助金総額を実員総数で除したもの）である。また【資料4】下部分の「加重平均」とは、都道府県補助金総額を実員総数で除したものの、「単純平均」とは、都道府県単価の合計を都道府県数で除したものの、「都道府県格差」は、最上位の都道府県単価と最下位の都道府県単価の格差（最大格差）のことを示している。後述の通り、鳥取県における私立高校数は7校のみであることに留意する必要があるが、単価としては全都道府県中最も高いものとなっていることがわかる。

次に、鳥取県の知事所轄分の私立学校を概観すべく、鳥取県内における市町村別私立学校設置状況を掲載する（【資料5】参照）。

【資料5】から明らかのように、知事所轄分の鳥取県内の私立学校は、現在計70校（内私立高校は7校、私立中学校は2校）あることがわかる。

【資料3】 配分方法の全国的傾向

方式の種類	数	割合(%)
①区割方式	32	68.1
②補助対象経費方式	1	2.1
③単価方式	4	8.5
④標準運営費方式	3	6.4
⑤その他	2	4.3
⑥未定	5	10.6
合計	47	100

※日本私立中学高等学校連合会企画調査課編『平成19年度都道府県私学助成状況調査報告書』日本私立中学高等学校連合会，2007年，20頁から筆者作成。

【資料4】都道府県別私立高等学校(全日制・定時制課程) 経常費助成(生徒1人当たり単価)

平成18年度					
順位	都道府県	単価(円)	順位	都道府県	単価(円)
1	鳥取県	431,600	26	福岡県	314,751
2	東京都	349,080	27	山形県	312,764
3	福井県	343,286	28	長崎県	312,742
4	石川県	339,286	29	徳島県	312,412
5	新潟県	336,232	30	奈良県	311,923
6	福島県	335,818	31	三重県	309,941
7	兵庫県	335,629	32	宮崎県	309,613
8	山梨県	332,978	33	高知県	305,842
9	山口県	332,343	34	熊本県	304,043
10	群馬県	332,201	35	鹿児島県	303,188
11	岡山県	331,940	36	栃木県	303,000
12	広島県	331,418	37	沖縄県	302,301
13	長野県	329,043	38	香川県	301,652
14	静岡県	328,260	39	佐賀県	299,355
15	富山県	328,259	40	愛媛県	298,483
16	岩手県	328,035	41	宮城県	295,119
17	京都府	324,380	42	千葉県	292,873
18	秋田県	324,228	43	大分県	292,657
19	岐阜県	321,787	44	愛知県	290,006
20	茨城県	321,273	45	大阪府	285,344
21	和歌山県	320,856	46	神奈川県	282,857
22	北海道	320,569	47	埼玉県	228,163
23	滋賀県	320,196		加重平均	313,099
24	鳥根県	319,554		単純平均	317,097
25	青森県	316,384		財源措置 都道府県 格差(倍)	291,460 1.89

※日本私立中学高等学校連合会企画調査課編『私学助成に関する資料集2007』日本私立中学高等学校連合会, 2007, 31頁から筆者作成。

3-2 鳥取県における私学行政組織・機構について

3-2-(1) 平成19年度機構改革について

ここでは、鳥取県における私学への指導体制の変遷について概観する。私学振興業務は、平成14年度までは総務部総務課で、平成15年7月からは総務部教育・学術振興課で担当しており、同課では私学担当と高等教育・学術振興担当の2つグループが存在していたという(【資料6】参照)。

その後、平成19年度4月の機構改革によって、総務部教育・学術振興課は、全庁的な施策立案を所管する企画部へと移管され、課名も青少年・文教課と改称、現在、①(幼稚園業務を除く)私学振興業務、②高等教育・学術振興業務、③青少年業務(協働推進課から移管)の3つの担当が存在している(【資料7】参照)。

以下、平成19年度4月の機構改革の背景について概観すれば、まず私学振興業務については、総務部は業務的に内部調整的な性格が強い部署として認識されていたこともあり、私学振興業務の担当は施策全般を調整する企画部の方が適しているとの判断があったために移管されたという。なお、私立幼稚園業務については、認定こども園制度の施行など幼保一元化の諸動向の影響を受けて、幼稚園の教育と保育所の保育という区分ではなく、子育てという観点から一体的な施策を推進する必要があるとの認識から、保育所業務を担当する福祉保健部子ども家庭課に移管されるに至ったという。また、これまで協働推進課が担当していた青少年関係業務が青少年・文教課へと組み込まれた理由については、私学振興業務と同じ課に置いた方が、青少

【資料5】鳥取県内における市町村別私立学校設置状況(平成19年5月1日現在)

	高等学校	中学校	幼稚園			専修学校					各種学校					合計		
			学校法人	宗教法人	個人	計	洋裁和裁	編物	看護	その他	計	洋裁和裁	編物	自動車	その他		計	
鳥取市	2		12			12			1	7	8				3	1	4	26
倉吉市	1		3			3	1		1		2				2	1	3	9
米子市	3	1	11			11	2		2	4	8	1			3	1	5	28
境港市			2			2												2
岩美郡																		
八頭郡			1			1												1
東伯郡	1	1							1		1				1		1	4
西伯郡																		
日野郡																		
計	7	2	29			29	3		4	12	19	1			9	3	13	70

※鳥取県企画部青少年・文教課のホームページから筆者作成。

年の健全育成との密接な連携が取りやすくなるだろうという意図があったとされている。ここで企画部青少年・文教課において現在行われている業務について触れておけば、私学振興業務としては、私立学校（中・高等学校、専修・各種学校）の設置等の認可及び各種助成が行われている。また、高等教育・学術振興業務としては、「優れた研究の創出」や「優れた人材の輩出」を目的として、とっとり「知の財産」活用推進事業、鳥取県環境学術研究推進事業、鳥取大学菌類・きのこ機能開発研究部門設置事業、北東アジア学術交流支援事業、北東アジア地域大学教授協議会開催事業、鳥取県

ジュニア郷土研究大会開催事業など県内高等教育機関及び学術研究の振興に関することや、とっとりサイエンスワールド、科学教育振興補助事業など科学技術の振興に関することが行われ、「知の地域づくり」に貢献する高等教育機関の研究活動支援、県内の知的基盤を強化するための人づくりや県試験研究機関や高等教育機関との「知のネットワーク」づくりが推進されている。さらに、青少年業務としては、青少年の健全な育成が図られる社会環境づくりに向けて、「鳥取県青少年健全育成条例」を制定し、有害図書類の自動販売機への収納の規制など青少年の健全育成を阻害するおそれ

【資料6】私学への指導体制の変遷

年度	担当部・課	私学担当者数 (※註1)	うち教育内容等の専門的知識を有する職員		
			実員	定数	
平成5	総務部 総務課	6	0	/	
6		6	0		
7		6	1(主幹:併) ※註2		
8		6	1(主幹:併) ※註2		
9		6	1(主幹)		
10		6	1(主幹)		
11		6	1(主幹)		
12		6	1(副主幹)		
13		6	1(副主幹)		1(副主幹)
14		6	1(副主幹)		1(副主幹)
15	総務部 教育・学術振興課 (平成15年7月～)	7	1(参事)	1(副主幹)	
16		6	1(参事)	1(副主幹)	
17		6	1(参事)	1(副主幹)	
18		6	1(主幹)	1(副主幹)	
19	企画部 青少年・文教課	6	1(企画員)	1(企画員:補佐級)	

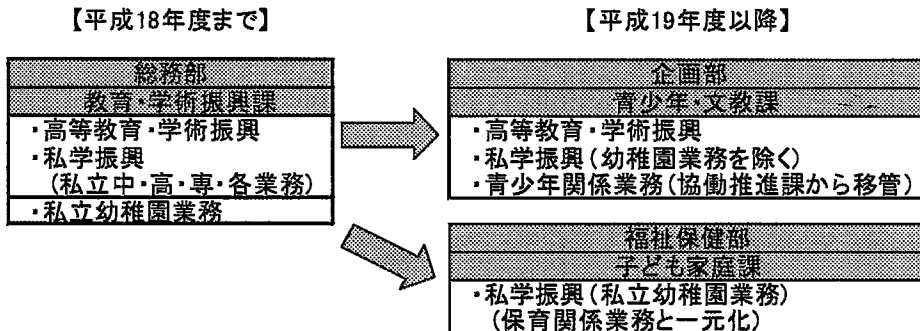
※鳥取県企画部青少年・文教課資料から筆者作成。

※註1：私学担当者数には、課長・課長補佐が含まれている。

※註2：平成7年度及び平成8年度の（主幹：併）の本務は、高等学校課指導主事。

※註3：平成13年度から教員の配置を定数上で定めている。

【資料7】平成19年度の機構改革



※鳥取県企画部青少年・文教課資料から筆者作成。

のある環境の浄化、ニート等の青少年問題への健全育成対策の取り組み、青少年育成鳥取県民会議や青少年問題協議会との連携など総合的な青少年育成対策が推進されている。

3-2-(2) 機構改革に伴う人員の変化

青少年・文教課における私学担当者は、現在4名のスタッフ（課長、課長補佐を除く）が配置されている。4名の内訳は、行政職職員が3名、教員経験者が1名となっており、この教員経験者は、教育委員会の高等学校課にいた指導主事が人事異動で来ているという。資料から明らかなように、機構改革後も、人員の変化はなく、従来の体制が維持されていることがわかる（【資料6】参照）。

3-3 鳥取県における私学関係予算決定過程について

私学関係予算に関する業務としては、まず、毎年9月上旬に県から各学校に対して、翌年度当初予算に係る状況照会を行っている。ここでは、翌年度の補助事業の実施見込の有無や見込額の照会が行われている。その後、9月下旬に各学校から県に対して、上記照会に係る回答がなされ、10月に担当課は、その回答をもとに県庁内の当初予算要求データベースに当初予算要求書を貼り付けることになる。なお、予算書は、各学校が提出してきた数字を元にして出す数値と担当課で出す推計数値等の双方を勘案して、予算額を出すことになっている。

次に、当初予算データベースに張り付けた後の流れは、鳥取県は他の都道府県とほぼ同様であるといっ

よい（【資料8】参照）。

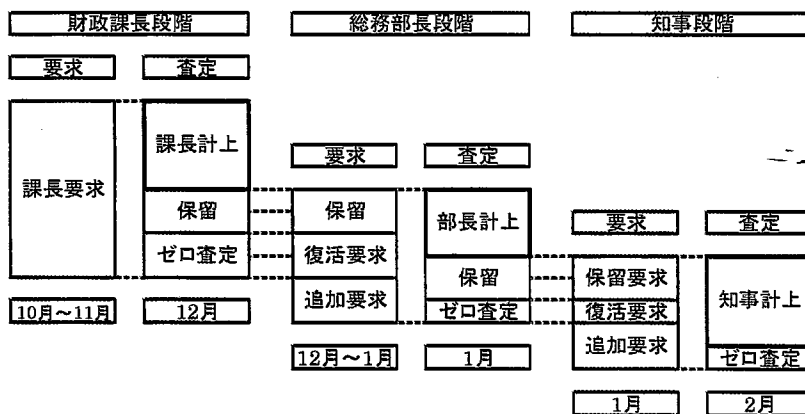
簡単に概観すれば、まず、10月から12月頃にかけて財政課長段階の査定が行われる。そこでは、予算要求部局が財政課長に対し、事業内容、必要性、金額の見積もり等の説明を行うことになるが、財政課は折衝過程において、予算化の必要性、見積もり金額の妥当性等について検討を行い、財政課長段階において、予算化を認めるものとしては「課長計上」、財政課長での判断を保留し、次の段階（総務部長）において判断することが適当と判断されたものは「保留」、予算化の必要がないと判断したものは「ゼロ査定」といった仕訳を行うことで、財政課長査定終了後、要求部局に内示されることになる（財政課長内示）。

次に、総務部長段階（12月から1月）では、担当部局は、総務部長に対し、財政課長の段階で「保留」とされたもの、財政課長段階で「ゼロ査定」とされたもの（復活要求）、財政課長要求には間に合わなかったもの（追加要求）に関する要求を行い、要求を受けた総務部長は査定を実施、総務部長査定終了後、要求部局に内示されることになる（総務部長内示）。

また、知事段階（1月から2月）においては、政調政審（県議会各会派へ主要な事項について説明を行う）での議論を踏まえて知事査定が行われる。

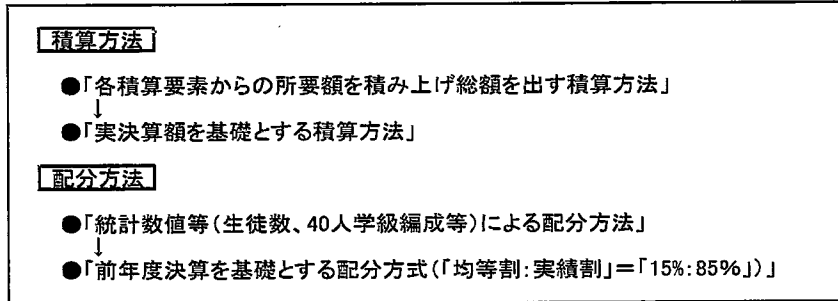
こうして10月から12月の財政課長査定、12月から1月の総務部長査定、1月から2月の知事査定を経て、計上された額（課長計上、部長計上、知事計上）の合計が県議会に予算案として提出・審議され、最終的に予算が決定していくことになる²⁾。

【資料8】私学関係予算編成過程



※鳥取県企画部青少年・文教課資料から筆者作成。

【資料9】平成12年度における予算積算方法・配分方法の変更



※鳥取県企画部青少年・文教課資料から筆者作成。

3-4 鳥取県における予算積算方法・配分方法に関する制度変更

鳥取県においては、私学助成の予算積算方法及び配分方法についてはこれまで3回ほど大きな変更が行われてきた。その変更とは、①平成12年度の予算積算方法・配分方法の変更、②平成16年度の配分項目・比率の変更、そして、③平成19年度の予算積算方法・配分方法の変更の3回である。以下、その内容について概観することにする。

3-4-(1) 平成12年度の予算積算方法・配分方法の変更

まず、平成12年度の予算積算方法・配分方法の変更について（【資料9】参照）。

ここでは、予算積算方法が、「各積算要素からの所要額を積み上げ総額を出す積算方法」から、「実決算額を基礎とする積算方法」へと変更されている。変更は、計算方法の複雑化や予算事務の煩雑化を防止するという観点から行われたものであった。

また、配分方法についても、平成11年度以前の「統計数値等(生徒数、40人学級編成等)による配分方法」から「前年度決算を基礎とする配分方式」へと変更されている。ここでの配分方法の比率は、「均等割:実績割」=「15%:85%」とされた。「均等割」とは、予算額を100%とする場合の15%相当額を学校数で割り、

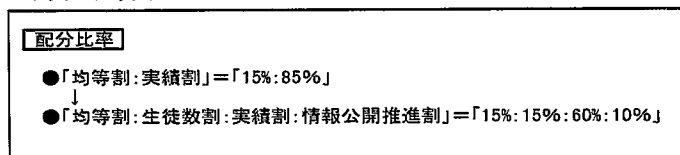
各学校に同額を配分することであり、「実績割」とは、予算額の残った85%を前年度決算額の割合に応じて配分することである。こうして、平成12年度の配分方法の変更によって、以後支出が多いところにはその分多くの補助金が配分される仕組みが構築されることになる。

3-4-(2) 平成16年度の配分項目・比率の変更

次に、平成16年度の配分項目・比率の変更について（【資料10】参照）。

ここでは、前述の平成12年度に採用された「均等割:実績割」=「15%:85%」という配分項目・比率の変更が行われている。変更の契機としては、平成15年2月の定例会における議員質問の中で、学校としての「情報公開の推進」の必要性が喚起されたり、学校の特色作りの取組みに関して補助金額で反映できるような仕組みが考えられないかといった意見が出されたことにより、平成15年度に「私学助成の在り方検討委員会」が設置されたことが影響しているとのことである。同検討委員会は、学識経験者3名、保護者代表6名、私学関係者6名、中学校関係者1名の計16名で構成され、任期は平成15年4月1日から平成16年の3月31日までの1年間、計4回程度の議論が行われた。ここでの議論の結果を受けて、配分項目・比率が従来の「均等割:実

【資料10】平成16年度の配分項目・比率の変更



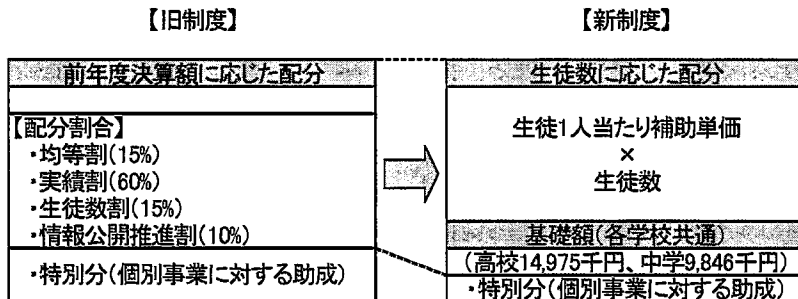
※鳥取県企画部青少年・文教課資料から筆者作成。

績割」＝「15%：85%」から、「均等割：生徒数割：実績割：情報公開推進割」＝「15%：15%：60%：10%」となった。すなわち、均等割は従来どおりの比率であるが、実績割の比率が85%から60%へと下げられ、その一方で、予算の15%相当を各学校の生徒数に応じて配分する「生徒数割」と10%分の「情報公開推進割」が新規配分項目として追加されるに至っている。「生徒数割」という配分項目については、前述の検討委員会において、従来の実績割85%という比率は、公平に配分されるということ自体は一定程度評価し得るものの、他方で競争という観点が入っていないということになり、競争の指標として生徒数を設定する必要があるとの結論になったことが影響しているという。また、「情報公開推進割」については、先述の議員質問の见解を受けて設けられたものであるが、鳥取県の私立高校のホームページを見てみると、財務情報等が全て公開されてるに至っている。これは、「情報公開推進割」という配分項目の新設が影響を与えているものと思われる。

3-4-(3) 平成19年度の予算積算方法・配分方法の変更
最後に、平成19年度の予算積算方法・配分方法の変更について（【資料11】及び【資料12】参照）。

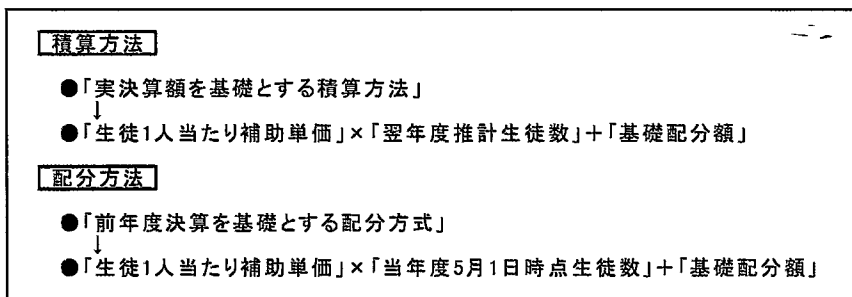
ここでの変更理由としては、平成17年度のサマリーレビュー（担当事務等の見直し）において、①今後はより簡素化した補助制度を構想すべきではないか、②学校自立へのインセンティブをより働かせるような制度方式として「単価方式」を導入することはできないかという意見があったことが契機として挙げられるという。途中、公立学校の運営費をモデルにして、私立学校の「標準運営費」を設定し、その一部を補助する「標準運営費方式」や、生徒数割、教職員数割、学校割、学級数割、調整割など特定の要素に着目して配分する「区割方式」という案も検討されたものの、結果的には「単価方式」が採用されたという。この「単価方式」の趣旨は、大別して2点あり、第一は、従来の私学助成方式では経営改善には繋がらなかったという問題点に鑑みて、競争の観点を導入し、私学の独自性を生かして生徒確保の取組を進める中で、教育内容の質の向上や経営改善に繋げることで、第二は、保護者を含む県民に

【資料11】 運営費補助金への単価方式の導入



※鳥取県企画部青少年・文教課資料から筆者作成。

【資料12】 平成19年度の予算積算方法・配分方法の変更



※鳥取県企画部青少年・文教課資料から筆者作成。

対しても、分かりやすい補助制度をめざすことにあるという。こうして、平成17年度、平成18年度の検討を経て、平成19年度に自立性が高く多様で良質な私立学校を振興し、県民の教育の選択肢を拡大させることを目的とした「単価方式」が導入されるに至る³⁾。

まず、積算方法の変更については、これまでの「実決算額を基礎とする積算方法」から、「生徒1人当たり補助単価」×「翌年度推計生徒数」+「基礎配分額」(学校規模にかかわらず要する最低保障の固定費部分)という算定式へと変更されるに至った。

また、配分方法の変更については、「前年度決算を基礎とする配分方式」から、「生徒1人当たり補助単価」×「当年度5月1日時点生徒数」+「基礎配分額」という方式に変更されている。なお、経過措置としては、緩やかな移行を行うために3年間の激変緩和措置(前年度補助金±5%)を導入するとともに、生徒数に応じた職員配置を見直す学校法人に対しては経営改善のための支援を行うものとしている。

4 おわりに

以下、鳥取県におけるヒアリング調査を通じての今後の展望と課題を述べることにする。

まず平成19年度の単価方式導入により今後いかなる影響が予想されるかということが最も関心を集める点であると言い得るが、単価方式導入による予算額の変化として、鳥取県企画部青少年・文教課の配布資料の「私立高校生徒数と予算額の推移」、「私立中学校生徒数と予算額の推移」を見ると、私立高校に関しては、生徒1人当たりの助成額は、478,650円から488,712円と、前年度比較で1万円程度増加している。また、私立中学校に関しては、427,693円から434,740円と、前年度比較で7千円程度増加していることがわかる。こうして、積算方法と配分方法は変更されたものの、前年度並みの補助水準は保っていることが看取できる。

一方、私学助成方式の変化という点に着目すれば、「補助対象経費方式」から「単価方式」への変更は、各学校での支出額に対する補助金利用という観点から各学校の支出額をチェックしていく従来の仕組みから、生徒数に補助金額を連動させる仕組みへと変わったということを意味している。換言すれば、新制度のもとでは、各学校の支出額(各学校がどれくらい支出をしたのか)は補助金額に影響を与えないことになる。

よって、私学担当課としても、その責任を果たし得るには生徒数だけを指標とするだけでは不十分であり、各学校が適切に運営されているかどうかをより具体的に把握し指導助言を行っていくことが求められよう。なお、私学担当課としても、制度導入の平成19年度から、全私学の学校を複数回・定期的に訪問することによって現状把握を行っていたり、単価方式導入後の経過措置として緩やかな移行を行うために3年間の激変緩和措置(前年度補助金±5%)を導入したり、さらには生徒数に応じた職員配置を見直す学校法人に対しては経営改善のための支援を行うものとしているが、こうした取組みが、各私立学校及び学校法人、そして鳥取県における私学全体に対して、いかなる影響を及ぼしていくことになるのかは注目すべき点である。また、近年においては、私立学校審議会(平成19年3月15日、平成19年11月12日)の場で事務局側から学校評価制度についての議題が提起されているが⁴⁾、今後は、自己評価や外部評価、さらには第三者評価といった形で私学に対する評価システムを構築し、学校改善へと繋げていくといったことも一案となろう。こうして、単価方式は、第一に、競争の観点を導入することで教育内容の質の向上や経営改善に繋げること、第二に、分かりやすい補助制度を構築することを企図して導入されたが、私学助成方式の変更は、助成方式自体の目的を超えて、私学行政側が各私立学校に対していかなる支援を行っていくべきかという私学行政のあり方の議論とも交差するものとして位置づけられよう。都道府県私学助成方式の変容は、「助成」と「規制」という私学をめぐる古くて新しい理論課題が今日において再び浮上せざるを得なくなることを示唆するのである。

<付記>本稿において活用した私学関係資料の収集・利用については、鳥取県企画部青少年・文教課私学振興担当者、日本私立中学高等学校連合会企画調整課課長補佐の川本芳久氏、(財)日本私学教育研究所教育情報課の佐藤和人氏から多大な協力をいただいた。厚く御礼を申し上げたい。

註

1) ここで示した人員数は、私立中学校及び私立高校を担当している者を指しており、私学全般からいえば、その他幼稚園担当者がある。幼稚園については、幼稚園担当指導主事が教育委員会、東部教育局、中部教育局、西部教育局に各1名ずつ配置されており、

計4名の体制になっている。なお、教育学術振興課で私立幼稚園業務を行っていた際は、総務部教育学術振興課の併任発令で、私立幼稚園に対しても助言ができるような方法を採用していたが、福祉保健部子ども家庭課への移管後も同様に同課への併任発令を行っており、引続き教育委員会と連携を取りながら、私立幼稚園に対しても指導・助言等を行うことが可能になっているという。

- 2) もちろん、弾力的かつ柔軟な予算編成を企図している都道府県では、財政課長、総務部長段階において計上されたものが必ずしも最終計上額とならない場合もある。
- 3) 平成17年度のサマーレビュー時に見直しの対象となったのは、幼稚園、中学校、高校と全校種であり、「単価制」も平成18年度から全校種一斉に移行する予定であったが、中学校、高校については制度設計に時間を要するとの判断から、平成18年度には幼稚園において単価制が先行して導入されたという。なお、幼稚園における単価方式の導入に際しては、平成18年3月10日に開催された私立学校審議会の中でも、「保育の質ではなく、外部に見える部分で人が集まっている」、「小規模園への対応は、特定の園を対象とした特例でなく、全ての園が対象となる措置が必要」、「大きい園に（更に）園児が集中するのではないか」との懸念が示されていた（「平成17年度第2回鳥取県私立学校審議会概要」鳥取県私立学校審議会のホームページより）。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/217654/gaiyo2.pdf>

(最終アクセス日 2008年2月18日)

- 4) 「平成18年度第3回鳥取県私立学校審議会概要」及び「平成19年度第1回鳥取県私立学校審議会概要」（鳥取県私立学校審議会のホームページより）。

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/217654/H19shingikai3.pdf>

<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/217654/H19shingikai1.pdf>

(最終アクセス日 2008年2月18日)